

適切な意思決定支援に関する指針

1. 当院医師等の医療従事者から、適切な情報の提供と病状および今後の予測などの説明を行い、現状考え得る医療行為等の選択肢を患者と家族に提示します。
2. 医療・ケアを受ける本人およびそれを支える家族が、多専門職種 of 医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした人生の最終段階における医療・ケアを進めます。
3. 本人の意志は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行い、本人および家族との話し合いを繰り返し行います。
4. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
5. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
6. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ① 家族等が本人の意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - ② 家族等が本人の意志を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
 - ③ 家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。
7. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、臨床倫理委員会等にて検討の上、方針等についての助言を得ます。

あおやま訪問・救急クリニック
院長 青山剛士